

審議案件に関する概要

令和4年5月31日 第3部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	令和3年12月22日
担当部署	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
(株) 苫小牧民報社 代表取締役 宮本知治	苫小牧市若草町三丁目1番8号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) 苫小牧新開町商業施設 苫小牧市新開町4丁目2番4	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所		
(3) 新設日	令和4年8月23日	
(4) 店舗面積の合計	1,578 m <sup>2</sup>	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	60台
	駐輪場の収容台数	10台
	荷さばき施設の面積	30 m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設の容量	26 m <sup>3</sup>
(6) 施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前6時00分 ~ 午後10時00分
	駐車場の利用時間帯	午前5時30分 ~ 午後10時30分
	駐車場の出入口数	3箇所（出入口3箇所）
	荷さばき時間帯	午前6時00分 ~ 午後10時00分

### 3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 54 台 ≤ 設置台数 60 台
	従業員駐車場等の整備	施設配置図（2-4）の「届出外」と記載の場所に整備
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	10 台
	来客車両等の入出庫方法	屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。
	搬入車両等の誘導	・搬入が一度に集中しないよう計画的に時間帯を設定している。
	歩行者の安全対策	・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けてドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 ・出入口に「一旦停止」「通学路 学童注意」等の注意喚起看板を設置して、学童及び歩行者や自転車の安全確保、交通安全対策に配慮する。
	交通整理員の配置	・売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努める。 ・配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機応変に対応し、必要に応じて増員する。
	除排雪による堆積方法	・除排雪業者と契約し、降雪 10cm 以上で出勤し店舗開店前までに終了させる。降雪状況に応じて適時排出し、来客用駐車台数の確保に努める。 ・公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努める。

(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	60dB	34dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	50dB	22dB	○
夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価	
	a1	排気	50 dB	49dB	◎	
	a2	排気	50dB	49dB	◎	
	c1	走行音	50dB	57dB	△	
	d1	ドア開閉音	50dB	64dB	△	
	c'1	走行音	50dB	34dB	○	
	d'1	ドア開閉音	50dB	36dB	○	
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗スタッフや取引業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリングストップ停止等を行うよう指導。</li> <li>・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。</li> <li>・豪雪時などの安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後 10 時から午前 6 時まで）は行わない。</li> </ul>				
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮。</li> <li>・搬入時のアイドリング停止の徹底。</li> </ul>				
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・室外機は低騒音型の種類を選び、騒音の軽減に配慮する。</li> </ul>				
青少年等の蝟集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じる。</li> </ul>				
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。</li> <li>・住民から苦情が発生した場合は迅速に対応を図る。</li> </ul>				

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 6.867m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 26.1569 m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物保管施設は屋外に設置するが、使用时以外は扉を閉じて密閉型とすることで、廃棄物の飛散防止に配慮する。</li> </ul>
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。</li> <li>・ 法や条例に基づき適切に処理を行う。</li> <li>・ 設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはない。</li> </ul>
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。</li> <li>・ ビン、カン、ペットボトルの分別をしてリサイクル資源化に配慮する。</li> </ul>
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調理臭は発生しない。</li> </ul>
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活環境問題を発生させる恐れがある場合、適正な対応策を講じる。</li> </ul>
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える光害を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し、周辺への影響に配慮する。</li> <li>・ 当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る。</li> </ul>
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合は、必要な協力を行う。</li> </ul>
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。</li> <li>・ 自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。</li> <li>・ 所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。</li> </ul>

(7) 関係行政機関との協議状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書案一式を提出し、概要を説明。</li> </ul>
公安委員会（警察）	<ul style="list-style-type: none"> <li>【北海道札幌方面苫小牧警察署】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停が近くにあるため開店時等混雑が予想される場合は、交通整理員を配置しスムーズな誘導をすること。</li> </ul> </li> <li>【北海道警察本部交通部交通規制課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出概要については特段問題なし。苫小牧警察署の指導に従い運用すること。</li> </ul> </li> </ul>
地元市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>【苫小牧市産業経済部産業振興室商業振興課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に指摘事項はなし。関係各課との協議を進めること。</li> </ul> </li> <li>【苫小牧市学校教育課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該計画地が、明野小学校及び明野中学校に学区に該当するため、工事等詳細が決まり次第、直接説明にいくこと。</li> <li>→工事の詳細が決まり次第、施工会社により直接説明する。</li> </ul> </li> <li>【苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進室ゼロごみ推進課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別、管理、処理手続き等適正に実施すること。</li> </ul> </li> <li>【苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特段問題はなし。</li> </ul> </li> <li>【苫小牧市都市建設部開発管理課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特段問題はなし。</li> </ul> </li> <li>【苫小牧市都市建設部建築指導課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特段問題はなし。</li> </ul> </li> <li>【苫小牧市市民生活部危機管理室】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特段問題はなし。</li> </ul> </li> <li>【苫小牧市市民生活部市民生活課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の工事車両、開店後の荷捌き車両の出入口等、安全確保の上実施すること。</li> <li>・店舗の出入口には、一旦停止、学童注意等の注意喚起看板を設置すること。</li> </ul> </li> <li>【苫小牧市都市建設部道路建設課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特段問題はなし。</li> </ul> </li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>【苫小牧道路事務所総務課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○国道 36 号線新規乗入れについて相談（設計者協議） <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗入れ位置西側隣地境界より 1.8m、巾 8.0m（歩道線ブロック 10 本）隅切りはブロック 2 本の 1.6m。各バス社（中央バス/道南バス、あづまバス）最終位置の報告をして了承をもらうこと。</li> <li>・掘削範囲（面積）は歩車道ブロック巾 8.0m + 1.6m + 1.6m で 11.2m 巾×長さ（歩道 + 0.5m）</li> <li>・巾 8.0m なので、トラック（配送車）の軌跡図を 24 条申請に添付すること。重耐舗装にすること。</li> <li>・隣の苫小牧信金の乗入れ口は現状のままで ok。（一部共用利用。）</li> <li>・工事期間中の歩行者道路を確保すること。</li> </ul> </li> <li>【苫小牧市都市建設部維持課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○市道 乗入れ口移設について相談。（設計者協議） <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗入れ口位置、巾 8.0m は ok（隅切りはブロック 1 本で 0.8m）</li> <li>・使用しない乗入れ口は 2 箇所とも塞ぐこと。車道から</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>

		<p>1m 分くらいの範囲が復旧対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設 8m は重耐舗装 (3m + 5cm+路盤 20cm)、掘削は巾 9.6m で歩道内、歩車道ブロックまで※車道内は掘削しないこと。</li> <li>・24 条申請期間は 1 週間、冬施工は不可</li> </ul> <p><b>【苫小牧市都市建設部維持課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前設計者と協議した際に指摘した事項については、指摘通り計画されているので問題はない。</li> </ul>
--	--	---

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道（胆振振興局連絡調整会議）の意見案

なし

※法第 6 条第 2 項、法附則第 5 条第 1 項の届出は、これを準用すること。

【答申文 (仮称) 苫小牧新開町商業施設】

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

登別市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。